

「茨城県健康長寿日本一を目指す条例」への御意見に対する考え方について（一覧）

1 実施期間

令和6年4月11日（木）から令和6年4月24日（水）まで

2 御意見の件数

御意見を寄せていただいた方 4人・5団体（19件）

3 御意見（要旨）と考え方

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
1	条例全体	<p>○シルバーリハビリ体操を健康長寿日本一の柱に据えてほしい。 この体操こそ超高齢化を乗り切るための「セルフメディケーション」の切り札である。</p> <p>県立健康プラザ管理者の大田先生が考案されたこのシルバーリハビリ体操は、住民が住民を育てるという仕組みのもとで指導士を養成し、茨城県の全自治体が体操教室を開いて、指導士がボランティアで体操を指導し、住民のフレイル予防に努めている。92種類もあり、当然オーラルフレイル予防も含まれており、誤嚥予防、認知症予防を含めた広範な介護予防体操である。</p> <p>小生も一指導士として体操指導に携わっているが、その効果は絶大だと確信しており、まさにセルフメディケーションの切り札だと信じている。（効果の内容や数値的根拠は紙面の関係で省略するので、健康プラザ介護予防推進部に確認いただきたい。）</p> <p>しかし、大井川知事になって、各自治体への全面移管へと県の方針の転換が打ち出された。各首長の反対もあって、いったん延期されたが、結局、令和6年度から3級指導士の養成講習会は各自治体に全面移管になってしまった。</p> <p>この体操は平成17年から行われており、大田先生や健康プラザスタッフの長年にわたる努力の結果、県民体操として広く県民に定着し、超高齢化時代の健康長寿に大きく貢献し、更なる質的向上と普及発展への歩を進めている矢先の自治体への全面移管は、誠に残念な政策転換と思っている。</p> <p>各自治体に全面移管されることによって、健康プラザの関与が薄れ、長年の間には自治体ごとに指導内容の差異が出たり、特に指導すべき指導士のモチベーションの低下、如いては住民の関心の薄れなどを懸念している。</p> <p>是非、この体操の効果をしっかりと精査して、健康長寿条例の柱にシルバーリハビリ体操を加えていただきたく切望する。</p>	<p>○御意見ありがとうございます。 「シルバーリハビリ体操」につきましては、高齢者の健康づくりのための大変重要な運動であると認識しております、その推進を念頭に、本条例第20条に高齢者の健康づくりに関する規定を置いております。</p> <p>頂いた御意見につきましては、御懸念されている点も含め、県執行部に申し伝えます。</p>

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
2	第16条 (栄養学等の習得等)	<p>○いばらき自民党の長寿・がん検診推進条例案策定に敬意を表する。</p> <p>食（栄養摂取）が大事であると考える。ただ、必要な栄養素の摂取のためには、経済的な負担を要する。児童、生徒向けの学校給食は、経済的に恵まれない家庭もおむね恩恵を受けられているのではないか。</p> <p>そこで、その社会版というか、経済的に恵まれず、十分な栄養が摂れない家庭向けに、安価な（必要な栄養の摂れる、例えば一日一食でも）給食（弁当）を提供する施策を考えて欲しく思う。</p>	<p>○御意見ありがとうございます。</p> <p>経済的な格差が健康の格差につながらないように配慮することは、重要な視点であると考えております。</p> <p>本条例施行後の取組において、配慮すべき重要な視点として、県執行部にもお伝えいたします。</p>
3	第8条 (事業者の役割)	<p>○自主的な目標や取組に頼った「使用するものが健康づくりに取り組みやすい環境を整備」だけでは不十分で、企業においては健康診断の結果を踏まえて食生活改善指導士の導入や外部委託の依頼も検討。働き世代のバックアップとして、企業ごとの従業員への食習慣改善研修会（勉強会）も必要と感じる。</p>	<p>○御意見ありがとうございます。</p> <p>本条例第8条においては、働く世代のバックアップとして様々な施策が展開されていくことを想定して規定しております。</p> <p>本条例施行後の取組において、配慮すべき重要な視点でありますので、貴重な御意見として、県執行部にお伝えいたします。</p>
4	第9条 (健康づくりに関する計画)	<p>○乳幼児期から高齢期までの各年齢層に応じた健康づくりを効率的に推進するため、具体的な目標を定めた健康づくりに関する計画を策定するものとする。</p> <p>①各年齢層において特に必要と感じるのが、中学生～高校生の自立した食生活の確立である。この部分でのしっかりした食スタイルを確立することで、一生涯の食をサポートできると考えている。</p> <p>茨城県は全国平均からみて塩分摂取過剰な部分が年々問題となっており、背景には幼年期～思春期～青年期の家庭の味の問題がある。</p> <p>正しい知識をもって取り組むことで、世代を通じて達成が可能になると感じている。</p> <p>②また、私は中学生サッカーのクラブチームにて関東圏のジュニアアスリートの食トレーニング指導を実施しており、この世代の認識が特に重要、中学生から中年期の基盤を作ることになるとを考えている。</p> <p>是非、ジュニアアスリート育成世代にも、食のトレーニングの普及活動を取り入れてほしい。</p>	<p>○御意見ありがとうございます。</p> <p>健康づくりには、幼少期からの食生活が重要であると認識しております。このため、本条例第16条において、乳幼児期から高齢期までの各年齢層に応じた食事の適切な量・質等に関する普及啓発についての規定を置いております。</p> <p>御提案の食のトレーニング等については、本条例施行後の取組において、配慮すべき重要な視点でありますので、貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。</p>

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
5	条例全体	<p>○「健康長寿日本一を目指す条例」と「がん検診を推進し、がんと向き合うための県民参療条例」を一部改正する条例案についてのパブリックコメントを出させていただく。</p> <p>①生活習慣病やがんについてもタバコ、いわゆる喫煙が主な原因だと思われ、特に副流煙や受動喫煙で吸わない人までが害を被り健康が悪化する、というのも合点がいかないので、さらなる受動喫煙対策が必要かと思われる。 茨城では特に「歩きタバコ」や「タバコのポイ捨て」などの目に余る行為をしている人も多い。しかし、明確に罪になるような法律がないので、条例で規制すべきかと思う。</p> <p>②次に医療のさらなる技術の進化についても重要である。 医療技術の進歩によって平均寿命も伸び長寿になったのは間違いない事なので、さらなる技術の進化をさせるために研究開発や予算の充当が必要だと思う。 特にAI（人工知能）はとても革新的な技術である。AIの進化により、患者にとって苦痛のない検査や治療もできるようになり、医師のチェックが必須ですが医療ミスも激減し確実性も向上する。生産性も向上し、医師など医療関係者の負担軽減にもつながる。 AIは極めて革新的な技術だと思うので、いばらき自民党の皆様も茨城県をさらに発展させるために医療に限らず、AIの進化や活用に力を注いで欲しい。</p> <p>つくば市は「スーパーシティ型国家戦略特別区域」として区域指定されたが、特に町村では、インフラ整備も弱く、全くデジタル化も進んでいないので、茨城県全域にデジタル化を進めて欲しい。それが茨城県そのものの発展につながるし、県の税収増のみならず医療面の格差や停滞の改善につながり、医療全体の質の向上にもなると思う。当然ながら、がんの早期発見にもつながる。</p> <p>③最後は障害者へのさらなる医療費の助成である。 特に、近年は精神障害者も多くなっている。 しかし、障害者は日常生活に支障をきたしているので就労も困難であり、金銭的にも困窮し体調が優れなくても我慢をしてしまいその結果、肉体的な病気に罹患してしまう事もあり、障害者の支援のさらなる対象拡大も含めて障害者に対する支援を広げるべきだと思う。</p>	<p>○御意見ありがとうございます。 受動喫煙対策、医療等へのAIの活用、障害者支援につきましては、本条例施行後の取組において、配慮すべき重要な視点でありますので、貴重な御意見として、県執行部にもお伝えいたします。</p>
6	第3条 (基本理念)	○県民一人ひとりの役割と総参加することが明記されてとてもわかりやすい理念である。	○賛同の御意見ありがとうございます。
7	第6条 (県民の役割)	○県民は、基本理念に則り、「栄養学」・「学」が入っていることは、知識の習得ということに関係していると考えるが、「栄養」だけでも意味は理解できると考えるがいかがか。「学」が明記されているのはこの条文だけであるので検討していただきたい。	○御意見ありがとうございます。 学問としての栄養に関する知識の習得という意味で、このように規定しております。 御理解を賜りますようお願ひいた

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
8	第6条第3項 (県民の役割)	○県民は、身近な「医師又は歯科医師に適宜相談をし、」と明記されているが、身近に一時的に相談できるのは、「健康づくり関係者」もできると考えられるので検討して欲しい。	○御意見ありがとうございます。 健康づくり関係者のうち、特に医師と歯科医師に相談等する旨規定しておりましたが、頂きました御指摘を踏まえ、本項を「医師、歯科医師等の健康づくり関係者に適宜相談」に修正いたします。
9	第12条 (認知症の予防等)	「認知症の予防」が条文化され、これから茨城県の魅力がアップされることが期待される。	○賛同の御意見ありがとうございます。
10	第13条 (フレイルの予防及び改善)	「フレイルの予防及び改善」についても条文化され、これから茨城県の魅力がアップされることが期待される。	○賛同の御意見ありがとうございます。
11	第14条 (オーラルフレイルの予防及び改善)	「オーラルフレイルの予防及び改善」についても条文化されこれから茨城県の魅力がアップされることが期待される。	○賛同の御意見ありがとうございます。
12	第16条 (栄養学等の習得等)	「栄養学等」の「等」についてはどのようなことが含まれるのか教えていただきたい。また、「学」についても個々の条文のみなので意図的な意味があるのか教えていただきたい。	○御意見ありがとうございます。 本条見出しの栄養学「等」には、「食育に関する知識の習得」が含まれております。頂いた御意見を踏まえ、見出しを一部修正いたします。
13	第21条 (女性の健康づくり)	「女性の健康づくり」について条文化され、これから茨城県の魅力がアップされることが期待できる。	○賛同の御意見ありがとうございます。
14	第23条 (人生会議に関する普及啓発等)	「人生会議に関する普及啓発等」が条文化されるのは、現在、高齢者の最大の関心事であることから最適な条文と考えるので是非とも明記していただきたい。	○賛同の御意見ありがとうございます。 人生会議に関する取組が進むよう、県執行部に申し伝えます。

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
15	第2条第4号・第5号 (定義)	<p>フレイル、オーラルフレイルの定義について、虚弱な状態であることに加えて、回復、改善が可能な状態であることを付け加えたい。</p> <p>(4) フレイル 加齢に伴い心身の活力が低下し、健康と要介護状態の中間の虚弱な状態をいう。</p> <p>→訂正案 加齢に伴い心身の活力が低下し、健康と要介護状態の中間の虚弱な状態であるが、適切な対処をすれば回復や改善が可能である概念をいう。</p> <p>(5) オーラルフレイル 心身の機能の低下をもたらすおそれがある口腔機能の虚弱な状態をいう。</p> <p>→訂正案 心身の機能の低下をもたらすおそれがある口腔機能の虚弱な状態であるが、早期の適切な対応により改善が可能な概念をいう。</p>	<p>○御意見ありがとうございます。 フレイル・オーラルフレイルについては、「フレイルの予防及び改善（第13条）」・「オーラルフレイルの予防及び改善（第14条）」の規定により対策をしていくことでその予防・改善を図っていくものであるため、定義としては、このような表現としております。 御理解を賜りますようお願いいたします。</p>
16	第14条 (オーラルフレイルの予防及び改善)	<p>県民の生涯を通じた歯と口腔の健康づくりのなかにオーラルフレイル予防が含まれるという意味の文言としたい。</p> <p>(オーラルフレイルの予防及び改善) 第14条 県は、健康づくり関係者と連携し、オーラルフレイルの予防及び改善が図られるよう、県民が定期的に歯科検診等を受診しやすい環境の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</p> <p>→訂正案 第14条 県は、健康づくり関係者と連携し、県民の生涯を通じた歯と口腔の健康の保持増進を図り、県民が定期的に歯科検診等を受診しやすい環境を整備するとともに、オーラルフレイルの予防及び改善についての普及啓発その他の必要な施策を講ずるものとする。</p>	<p>○御意見ありがとうございます。 第2条第3号の健康づくりの定義において、歯と口腔の健康についても規定しており、口腔機能にはオーラルフレイルの予防も含まれていると認識しております。 頂いた御意見等を踏まえ、「フレイルの予防及び改善（第13条）」・「オーラルフレイルの予防及び改善（第14条）」の規定について、「普及啓発」についての施策を講ずる旨を追記し、修正いたします。</p>

番号	条項等	御意見（要旨）	考え方
17	第7条 (健康づくり関係者の役割)	<p>全ての県民が心身の健康を維持し、最後まで充実した人生を送るためにには健康づくり、介護予防の取組とともに、要介護要支援状態になった後でも一日でも長く自分らしく充実した生活ができるよう医療・介護提供サイドが取り組むべき事項について記載が必要かと存じる。</p> <p>とりわけ、かかりつけ医を中心とした地域医療・介護連携体制の整備が重要であり、具体的には県と医師会・介護団体等との事業連携等を通じ、在宅医療の充実を図るとともに、地域リハビリテーション推進体制の充実や自立支援・介護予防の強化など、医療・介護のシームレスな連携体制をより一層推進する必要がある。</p> <p>条例内にこうした医療・介護提供サイドが取り組むべき事項について、もう一段踏み込んだ書き込みをしていただくことが、県民の健康長寿日本一を目指すうえで重要であり、検討をお願いしたい。</p> <p>※参考 県民の健康づくりに係る県医師会の活動内容</p> <p>現在県医師会では、「茨城県地域包括ケア推進センター」を核として、県医師会に常駐する看護師、セラピスト、介護支援専門員を活用して都市医師会のかかりつけ医と連携しながら、市町村と協力して、市町村毎の地域包括ケアシステムの効果的な体制づくりを進めている。</p> <p>また、事業の進行管理のため茨城県地域包括ケア推進センター運営会議を毎週行うとともに、医療介護福祉関係の専門職等24団体が参加する連携会議、都市医師会及び市町村、既述の24団体が参加する全体会議を開催している。</p> <p>さらに、県内の地域包括ケアの取組を支援するため、昨年4月に設置した「茨城県医師会地域包括ケア研修センター」を活用し、県内の医療・介護・福祉・リハビリ・施設等の従事者を対象とした研修会を開催し、多職種連携・介護の推進や在宅医療におけるスキルの向上を図っている。</p>	<p>○御意見ありがとうございます。 頂きました御意見を踏まえ、「健康づくり関係者の役割（第7条）」の規定において、健康づくり関係者サイドにおいて、健康づくりに関する情報を共有するなど、相互の連携協力体制の整備及び強化を図る旨を追記し、修正いたします。</p>
18	—	意見なし	<p>○ありがとうございます。賛同の御意見として受け止めさせていただきます。</p>
19	—	健康長寿を目指す条例は、市民の健康を促進し、公衆衛生を向上させるための有効な手段となり得る。条例が市民の生活にプラスの影響を与え、広く受け入れられるために、周知や啓発活動に力を入れていく必要があると考えており、市も連携して推進していく。	<p>○賛同の御意見ありがとうございます。</p>